

第 10 章 消防

市町村消防計画の基準

昭和 41 年 2 月 17 日

消 防 庁 告 示 第 1 号

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 15 号〔現行＝第 14 号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

（目的）

第 1 条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

第 3 条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 一 消防力等の整備に関すること。
- 二 防災のための調査に関すること。
- 三 防災教育訓練に関すること。
- 四 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 五 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 六 その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

第 4 条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第 5 条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	1 事務機構 (1) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 2 災害時の消防隊の編成 (1) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (2) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
2 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	1 消防力等の現況 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 2 消防力等の増強

		(1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 3 消防力等の更新 (1) 施設 (2) 資器材 4 施設及び資器材の整備点検 (1) 定期 (2) 災害後
3 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	1 消防地理調査 2 消防水利調査 3 災害危険区域等調査 4 被害想定図の作成
4 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	1 教育 (1) 学校教養 (2) 一般教養 (3) 委託教養等 2 訓練 (1) 基礎訓練 ア 規律訓練 イ 車両訓練 ウ 操法訓練 (2) 火災防ぎよ訓練 ア 基本訓練 イ 建物火災防ぎよ訓練 ウ 林野火災防ぎよ訓練 エ 船舶火災防ぎよ訓練 オ 車両火災防ぎよ訓練 カ その他火災防ぎよ訓練 (3) 水災防ぎよ訓練 ア 基本訓練 イ 水防訓練 ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練 (4) 救助救急訓練 ア 救助訓練 イ 救急訓練 (5) 総合防災訓練
5 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	1 火災予防指導 (1) 防火管理者 (2) 危険物取扱主任者 (3) 消防設備士 (4) 各団体等 2 火災予防査察 (1) 査察対象物の指定 (2) 査察の実施 ア 定期査察 イ 臨時査察 ウ 特別査察 3 風水害等の予防指導 4 広報活動
6 警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	1 火災警報 (1) 警報発令及び解除 (2) 警報の伝達及び周知 2 その他警報の伝達及び周知
7 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	1 情報収集 2 情報報告及び連絡 3 情報広報 4 情報記録

8 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 (1) 火災警報発令時 (2) 通常火災時 (3) 非常火災時 (4) その他火災時 2 出動 (1) てい察 (2) 通常火災 (3) 非常火災 (4) 応援 (5) その他 3 警戒 (1) 火災警報発令時 (2) 災害時 (3) その他 4 通信 (1) 平常時の通信体制 (2) 非常時の通信統制 5 望楼 (1) 望楼の指定 (2) 望楼発見区域図 6 火災防ぎよ (1) 危険区域 (2) 特殊建物 (3) 危険物 (4) 放射性物質 (5) 林野 (6) 船舶 (7) 車両 (8) その他
9 風水害等警防計画	風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 2 出動 3 資器材の配備 4 監視警戒 5 事前措置の指示の方法 6 通信統制 7 応急給食
10 避難計画	住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	1 勧告及び指示の基準 2 勧告及び指示の伝達 3 避難場所の指定及び誘導方法 4 避難場所の警戒
11 救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。	1 非常招集 2 出動 (1) 平常時 (2) 非常時 3 通信統制 4 医療機関等との協力体制 (1) 平常時 (2) 非常時
12 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	1 協定機関 (1) 地方公共団体 (2) 関係機関 (3) その他団体 2 応援の方法 3 資料の交換

資料番号 10-2

〔県総務部 消防保安室〕

消防本部が保有する救助活動用資機材

（令和5年4月1日現在）

消防本部 資機材		鹿角広域	大館市	北秋田市	能代山本	五城目町	湖東地区	秋田市	男鹿地区	由利本荘市	にかほ市	大曲仙北	横手市	湯沢雄勝	合計
一般救助用器具	かぎ付きはしご	4	3	7	2	2	3	15	5	5	2	7	4	3	62
	三連はしご	6	9	7	12	3	3	24	8	13	4	22	11	10	132
	金属製折り畳み梯子 又はワイヤー梯子	5	2		1		1	12	4	1	2	3	4	1	36
	空気式救助マット	1	1	1	2		1	3	1	1		3	1	1	16
	救命索発射銃	1	1	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1	18
	サバイバースリング 又は救助用縛帯	4	10	5	14	2	5	18	7	9	4	5	14	7	104
	平担架	1	1	1	3		1	9	2	1		2	9	1	31
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	4	13	3	3	1	1	5	2	1	5	2	2	1	43
	油圧スプレッダー		4	2	1	1		3	5		2	3	2		23
	可搬ウィンチ	3	2	5	7	2	2	11	3	3	2	8	2	2	52
	マンホール救助器具	1	2	1	3		1	5	1	2		2	1	1	20
	救助用簡易起重機									1					1
	マット型空気ジャッキ	1	3	4	2	1	1	5	3	2	1	3	2	1	29
	大型油圧スプレッダー	2	2	6	6		3	8	2	3		4	3	1	40
	救助用支柱器具		1	5	1			4	1	2	2	12	1		29
	チェーンブロック			4	1			3	1			1	1		11
切断用器具	油圧切断機	1	4	4	2	1	1	3	1	2		5	1		25
	エンジンカッター	3	9	8	13	3	5	15	7	10	5	11	8	13	110
	ガス溶断機	1	1	1	2		1	2	1	1	1	2	1		14
	チェンソー	6	12	7	14	3	3	21	11	13	8	19	11	11	139
	鉄線カッター	3	10	7	29	4	6	15	2	22	4	5	10	12	129
	空気鋸	2	2	2	2	1	1	6	1	2		2	2	1	24
	大型油圧切断機	2	2	5	2		1	7	2	2		4	2	1	30
	空気切断機		1		1		1	2	1			1	1		8
	コンクリート鉄筋切断用チェンソー		1	2				1	1				1		6

消防本部 資機材		鹿 角 広 域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	に か ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計
破壊用器具	万能斧	3	14	26	26	4	8	75	17	28	8	36	31	18	294
	ハンマー	8	8	4	14	2	1	24	10	14	6	31	14	5	141
	携帯用コンクリート破壊器具	1	3	3	3		1	5	1	2	1	4	6	1	31
	削岩機	1	1		1	1	1	4	1	1		2	2	1	16
	ハンマドリル	1	2	1	4	1	1	8	2	1		3	1	1	26
検知・測定用器具	生物剤検知器							1							1
	可燃性ガス測定器	1	3	3	8	1	1	17	2	3		12	2	3	56
	有毒ガス測定器	1	1	3	8	1	2	22		1	2	12	3	3	59
	酸素濃度測定器	1	3	3	8	1	1	15	1			12	2	2	49
	放射線測定器	8	9	1	36		2	74		10		30	26	20	216
	化学剤検知器							3					1		4
呼吸保護用具	空気呼吸器	23	39	32	70	13	22	132	46	61	17	138	56	63	712
	空気補充用ポンペ	6						34							40
	酸素呼吸器		5					16		5	2		5		33
	簡易呼吸器				5		2	11				2	2		22
	防塵マスク		44	30	40	5	5	32		62	126	55	67	0	466
	送排風機	2	2	1	3		1	5	1	2	1	3	3	2	26
	エアラインマスク														
隊員保護用器具	耐電手袋	2	10	26	17	9	2	48	29	13	21	38	17	21	253
	耐電衣	2	9	8	10	2	2	17	5	11	2	12	6	4	90
	耐電ズボン	2	9	8	10	2	2	17	5	11	2	12	6	4	90
	耐電長靴	2	9	16	10	2	2	19	6	13	2	12	6	4	103
	防塵メガネ			2	10	10		19	5			253	52	155	506
	携帯警報機	15	12	20	47	4	14	32	16	39	17	9	46	9	280
	防毒マスク		24	5	40	3	14	39	5	39	5	55	10	11	250
	化学防護服 （陽圧式化学防護服を除く）	5	20	2	71		34	273	16	123	51	18	39	25	677
	陽圧式化学防護服	3	7	2	3	3		21	3	5	2	9	5		63
	耐熱服	4	2		2		2	19	6	4		2	2	2	45
	放射線防護服		2		7			18		2			2		33
	特殊ヘルメット	2	15			2		3					40		62
汚染用器具	汚染シャワー	1	1		1			2				1	1	1	8
	防染剤散布器	2	2		1			2					2	2	11

消防本部 資機材		鹿 角 広 域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	にか ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計
水難救助用器具	潜水器具	5	11	10	7			19	16	11	8		11		98
	救命胴衣	48	94	53	107	27	27	190	99	90	58	188	109	43	1133
	水中投光器		12	2	10			22		7			12		65
	救命浮環	4	18	6	21	9	4	36	15	17	6	4	38	9	187
	浮標	3	1	1	5			5	2		1		1	1	20
	救命ボート	1	5	6	2	1	1	17	2	2	2	4	4	1	48
	船外機		3	3	3	1	1	6	2	3	1	4	1	1	29
	水中スクーター			1	4										5
	水中無線機			1					1				5		7
	水中時計	2	14		9				2		1		11		39
	水中テレビカメラ												1		1
山岳救助用器具	登山器具				5			4		6					15
	バスケット型担架	1	6	7	7	1	1	14	4	5	3	10	4	3	66
検索用器具	簡易画像探索器		1		1			2	1			2	1	1	9
高度救助用器具	画像探索器				1			4	1	1		2	1	1	11
	地中音響探知機							2				1			3
	熱画像直視装置		5	5	5	1	3	15	8	2	1	16	6	2	69
	夜間用暗視装置							2				1			3
	電磁波探査装置														
	二酸化炭素探査装置														
	水中探査装置														
	地震警報器							3							3
その他の救助用器具	投光器	8	12	11	29	3	9	35	1	17	9	33	25	17	209
	携帯投光器	7	5	18	64	3	20	14	14	28	17	87	35	9	321
	携帯拡声器	9	12	19	36	14	10	50	2	26	14	51	26	31	309
	携帯無線機	7	98	33	66	15	10	58	2	56	25	67	27	30	494
	応急処置用セット	1	9	3	1	1	1	13	1	2			4	1	37
	車両移動器具		4	1	4		2	6	2	2		3	4	1	29
	緩降機	1	3	1	2		1	4	1	2		3	4		22
	ロープ登降機	2	4	6	4		2	2	2	5		10	4	2	43
	救助用降下機		22	3			4	2				2	2		37
	発電機	9	23	25	24	5	12	36	14	18	15	24	15	13	233
その他	大型ブローア							1							1
	ウォーターカッター														

令和6年1月各消防本部調べ

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）は、秋田県内において、秋田県地域防災計画が対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「消防用水等」という。）の供給の協力を求めるときに必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等において必要と認める場合に、乙に対して、コンクリートミキサー車等の水輸送が可能な車両（以下「輸送車両」という。）による消防用水等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、通常業務に優先して甲の指定する場所に輸送車両を出動し、消防用水等を供給するものとする。

3 県内の市町村から甲に対して、消防用水等の供給の協力要請があったときは、甲は乙に対し、要請できるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、口頭等により乙に行うものとし、その後、遅滞なく、甲は別紙様式第1号「供給支援活動要請書」を乙に提出するものとする。

- 一 要請日時
- 二 業務の内容
- 三 業務の場所
- 四 業務の予定期間
- 五 要請する輸送車両の台数・人員等
- 六 甲の担当者名及び連絡先
- 七 その他必要な事項

2 甲は、乙への要請を終了し、又は中止するときは、速やかに口頭等により乙に連絡するものとする。

（実績の報告）

第4条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時及び場所、協力する輸送車両台数及び人員を口頭等により速やかに連絡するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式第2号「災害時における消防用水等の供給支援業務報告書」により、遅滞なく、甲に対し文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要請業務に要した経費について負担するものとする。

2 甲が負担する金額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第4条第2項による業務報告後、当該業務に要した経費について、前条第2項により決定した負担額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかに負担額を支払うものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた乙の構成員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、作業を中断し、その危険を回避することができるものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、乙の構成員名簿並びに乙の構成員が所有する輸送車両の車種及び台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、乙に加盟する構成員等と市町村が締結する災害時の応援協定等を妨げるものではない。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月28日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部危機管理監

渡 辺 雅 人

乙 秋田市寺内蛭根一丁目15番18号

秋田県生コンクリート工業組合理事長

村 岡 兼 幸

様式第1号（第3条関係）

〇〇 ー 〇〇〇〇
 〇〇 年 月 日

秋田県生コンクリート工業組合理事長 様

秋田県総務部危機管理監 印

供給支援活動要請書

「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。
 なお、作業の安全管理には十分注意の上、危険を感じた場合は速やかに活動を中止し、撤退してください。

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分	
業務の内容	(例：簡易水槽への給水 等)	
業務の場所	市町村	
業務の予定期間	〇〇 年 月 日 時 分から 〇〇 年 月 日 時 分まで（空欄の場合は終了連絡時まで）	
その他の 連絡事項	(要請する輸送車両の台数・人員等)	
県担当 連絡先	所属・職氏名	秋田県総務部総合防災課 〇〇班
	電話番号等	電話 F A X
	電話番号等	電話 F A X

〇〇 年 月 日

秋田県生コンクリート工業組合理事長 印